

# NPO 法人みらいけあ 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、NPO 法人みらいけあという。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県新座市に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、主に埼玉県南西部に居住する重度心身障害児・者が地域社会で当たり前に暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動事業を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る事業
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る事業
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業の種類)

第5条この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- ②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
- ③障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業

## 第2章 会員

### (会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人または団体
- (3) 利用会員 この法人の施設等を利用する個人

### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

### (退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

### (除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当する場合には総会において正会員総数の2分の1以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

### (拠出金品の不返還)

第12条 すでに納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

## 第3章 役員及び職員

### (役員の種類、定数及び選任等)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以下
  - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち1人を理事長1人以上2人以下を副理事長とする。
  - 3 理事及び監事は、総会において選任する。
  - 4 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
  - 5 役員のうちにはそれぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員ならびにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
  - 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

### (役員の職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事長以外の理事は代表権を有しない
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産に  
関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実あるこ  
とを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある為には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理  
事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

### (役員の任期等)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。

2 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

3 役員は、再任されることができる

4 第一項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

### (欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

### (役員の解任)

第17条 役員が次のいずれかに該当する場合には総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

### (役員の報酬)

第18条 役員に報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受けれる者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

### (職員)

第19条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

## 第4章 総会

### (総会の種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

### (総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

### (総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 会員の除名
- (7) 役員の選任又は解任
- (8) その他運営に関する重要事項

### (総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は次に掲げる事由により開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
  - (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から召集があったとき。

### (総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事等が招集する。

- 2 理事長は前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、少なくとも5日前までに通知しなければならない

### (総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の内から選任する。

### (総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

### (総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議長が緊急を要し、かつ出席した正会員の3分の1以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところにある。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

#### (総会における表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電子メールをもって表決し、又は他の正会員代理人として評決を委任することができる。
- 3 前項の規定により評決した正会員は、総会に出席したものとする。
- 4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

#### (総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員の現在数
  - (3) 総会に出席した正会員の数（書面等表決者及び表決委任者の場合にあってはその数を付記すること。）
  - (4) 議長の選任に関する事項
  - (5) 審議事項
  - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第27条第3項の規定により、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名

### 第5章 理事会

#### (理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

#### (理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会に議決した事項の執行に関する事項
- (3) 職員の職務及び報酬
- (4) 入会金及び会費の額
- (5) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

**(理事会の開催)**

**第32条** 理事会は、次に掲げる場合に開催する

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的を示して招集の請求があつたとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事からの招集があつたとき。

**(理事会の招集)**

**第33条** 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

**(理事会の議長)**

**第34条** 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

**(理事会の定足数)**

**第35条** 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

**(理事会の議決)**

**第36条** 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議長は、理事総数の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

**(理事会における表決権)**

**第37条** 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。
- 4 議決すべき事項については特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

#### (理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事の現在数
  - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面等表決者にあってはその旨を付記すること。）
  - (4) 審議事項
  - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。

## 第6章 資産及び会計等

#### (資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

#### (資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

#### (会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

#### (会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動にかかる事業に関する会計とする。

### (事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる

### (事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。
- 3 前項の規定による収益費用は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 4 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、規定予算の追加または更生をすることができる。

### (事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第46条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経て、かつ、法第25条第3項に定める事項に係る定款の変更の場合に限り、所轄庁の認証を得なければならない。

### (解散)

第47条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 社員の欠乏
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続きの開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならぬ。
- 4 解散のときに存する残余財産の帰属については、法第11条第3項に掲げる者のうちから総会の議決により選定するものとする。

(合併)

第48条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 雜則

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

(施行細則)

第50条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

(附則)

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理事長	菅原	肇
副理事長	高橋	薰
理事	百石	美貴
監事	飯野	玲明

- 3 この法人の設立当初の役員は、第15条第1項の規定にかかわらず成立の日から令和8年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算はこの定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和7年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定に関わらず次に掲げる額とする。

(1) 正会員 ①入会金 3. 000円  
②年会費 3. 000円

(2) 賛助会員  
①入会金 2. 000円  
②年会費 1. 000円 (一口)

(3) 利用会員  
①入会金 3. 000円  
②年会費 2. 000円

## 役員名簿

特定非営利活動法人みらいけあ

役名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	スガ ワラ ハシマ 菅原 肇		無
理事	タカ ハシ カズル 高橋 薫		無
理事	ヒヤッコウ ミエ 百石 美貴		無
監事	イイノ レミ 飯野 玲美		無

# 設立趣旨書

## 1 趣 旨

### (1) 家庭的な環境での生活

各人の状態や希望に合わせたケアを提供し、その人らしい生活をサポートします。地域の医療機関や福祉サービスと連携し必要な医療や支援を受けながら地域の一員として生活します。

### (2) 家族の負担軽減

専門スタッフが24時間体制でサポートするため、家族は安心して仕事や自分の時間を確保できます。

### (3) 地域社会への貢献

地域医療・福祉サービスと連携し、地域包括ケアシステムの一員として機能します。障害のある人も、ない人も共に暮らせる共生社会の実現を目指します。地域の医療機関や福祉サービスとの連携を通じて、地域社会の活性化に貢献します。

## 2 申請に至るまでの経過

埼玉県南西部において日常的に医療的ケアを必要としている人達を受け入れてくれるショートステイ先やグループホームも無いため、緊急時や親亡き後は慣れ親しんだ環境の中で生活ができなくなるのが現状である。

待っていてもいつ出来るかわからない状態の中、有志で何度も話し合を重ね同じような環境で悩む人たちにとって、親亡き後も地域で安心して暮らせる環境を作り上げたいと言う思いが強くなり申請に至りました。

令和6年 11月 2日

NPO 法人みらいけあ

設立代表者

氏名 菅原 肇

## 令和6年度 事業計画書

NPO法人みらいけあ

### 1 事業実施の方針

埼玉南西部に居住する重度心身障害児・者が地域社会で当たり前に暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

### 2 事業の実施に関する事項（成立の日～令和7年 3月31日）

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定期時	実施予定期場所	従事者の予定期人数	受益対象者の範囲及び予定期人数	支出見込み額(千円)
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	障害者グループホーム運営事業	月～日	新座市内	14人	新座市近郊の障害者	6人
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業	自立した日常生活又は社会生活ができるように基本相談を行う	月～金	新座市内	4人	新座市近郊の障害者	20名
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業	障害福祉サービスを利用するにあたって相談ができる窓口	月～金	新座市内	2人	新座市近郊の障害者	20名

#### (2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定期時	実施予定期場所	従事者の予定期人数	支出見込み額(千円)

## 令和7年度 事業計画書

NPO法人みらいけあ

### 1 事業実施の方針

埼玉南西部に居住する重度心身障害児・者が地域社会で当たり前に暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

### 2 事業の実施に関する事項（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定期日時	実施予定期場所	従事者の予定期人数	受益対象者の範囲及び予定期人数	支出見込み額(千円)
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	障害者グループホーム運営事業	月～日	新座市内	14人	新座市近郊の障害者	6人 5.000
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業	自立した日常生活又は社会生活ができるように基本相談を行う	月～金	新座市内	4人	新座市近郊の障害者	20名 500
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業	障害福祉サービスを利用するにあたって相談ができる窓口	月～金	新座市内	2人	新座市近郊の障害者	20名 1.000

#### (2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定期日時	実施予定期場所	従事者の予定期人数	支出見込み額(千円)

## 令和6年度 活動予算書

成立の日から 令和7年 3月31日まで  
(NPO 法人みらいけあ)

(単位:円)

科 目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費	33.000		33.000
2 受取寄附金	0		0
3 受取助成金等	0		0
4 事業収益	200.000		200.000
5 その他の収益 (私募債)	6.000.000		6.000.000
経常収益計 (A)	6.233.000		6.233.000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費	600.000		600.000
(2) その他の経費	200.000		200.000
事業費計	800.000		800.000
2 管理費			
(1) 人件費	400.000		400.000
(2) その他の経費	200.000		200.000
管理費計	600.000		600.000
経常費用計 (B)	1.400.000		1.400.000
当期経常増減額 (A - B)	4.833.000		4.833.000
III 経常外収益			
経常外収益計 (C)	0		0
IV 経常外費用			
経常外費用計 (D)	0		0
経理区分振替額 (E)	0		0
① 当期正味財産増減額 (A-B+C-D+E)	4.833.000		4.833.000
② 設立時正味財産額	0		0
次期繰越正味財産額 (①+②)	4.833.000		4.833.000

## 令和7年度 活動予算書

令和7年 4月 1日から 令和8年 3月 31日まで  
(NPO 法人みらいけあ)

(単位:円)

科 目	特定非営利活動に係る 事業	その他の事業	合計
<b>I 経常収益</b>			
1 受取会費	600.000		600.000
2 受取寄附金	100.000		100.000
3 受取助成金等	0		0
4 事業収益	8.000.000		8.000.000
5 その他の収益 (私募債)	6.000.000		5.000.000
<b>経常収益計 (A)</b>	<b>14.700.000</b>		<b>14.700.000</b>
<b>II 経常費用</b>			
1 事業費			
(1) 人件費	6.000.000		6.000.000
(2) その他の経費	500.000		500.000
<b>事業費計</b>	<b>6.500.000</b>		<b>6.500.000</b>
2 管理費			
(1) 人件費	1.000.000		1.000.000
(2) その他の経費	200.000		200.000
<b>管理費計</b>	<b>1.200.000</b>		<b>1.200.000</b>
<b>経常費用計 (B)</b>	<b>7.700.000</b>		<b>7.700.000</b>
<b>当期経常増減額 (A - B)</b>	<b>7.000.000</b>		<b>7.000.000</b>
<b>III 経常外収益</b>			
<b>経常外収益計 (C)</b>	<b>0</b>		<b>0</b>
<b>IV 経常外費用</b>			
<b>経常外費用計 (D)</b>	<b>0</b>		<b>0</b>
<b>経理区分振替額 (E)</b>	<b>0</b>		<b>0</b>
① 当期正味財産増減額 (A-B+C-D+E)	7.000.000		7.000.000
② 前期繰越正味財産額	4.833.000		4.833.000
<b>次期繰越正味財産額 (①+②)</b>	<b>11.833.000</b>		<b>11.833.000</b>